

第4回

サンルダム建設事業の

関係地方公共団体からなる検討の場

日時 : 平成24年2月14日(火) 15:00~16:50
場所 : 上川北部地域人材開発センター(名寄市)

1. 開 会

○事務局（河川調整推進官）：

定刻となりましたので、只今より、第4回サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場を開催いたします。

私は、事務局を努めさせていただきます北海道開発局・建設部で河川調整推進官をしております小林です。司会・進行を努めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、会場の皆様をお願い申し上げます。会場の皆様に配布させていただいております、「サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場の公開の場について」に記載されているとおり、議事進行の妨げにならないように、静粛にさせていただきますと共に、携帯電話につきましては、電源をお切りになるか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。円滑な運営を図るため、フラッシュ、照明等を用いた撮影は冒頭の挨拶までとさせていただきます。また、傍聴席前方や指定させていただいております撮影場所より前での撮影はお控えいただくようお願い申し上げます。なお、事務局では、本検討の場の記録のため、録音及び撮影を行いますことをご了承願います。

次に資料の確認をさせていただきます。まず、議事次第と出席者名簿でございます。それと検討の場の規約を置いてございます。検討資料でございますけれども、冊子に綴じてございます資料1から5-3と参考資料でございますけれども冊子に綴じてございます参考資料1から6でございます。

また、構成員の皆様におかれましては机上に、第3回までの検討の場の資料をファイルに綴じて置いておりますので、必要に応じてご参照いただければと思います。

配付資料は以上となります。それでは、資料が確認出来ましたので先に進めさせていただきます。

それでは、本日お集まりいただきました出席者の皆様をご紹介をさせていただきます。

北海道知事の代理であります、建設部政策調整担当課長の片沼様でございます。

士別市長の牧野様でございます。

名寄市長の加藤様でございます。

和寒町長の伊藤様でございます。

剣淵町長の佐々木様でございます。

下川町長の安齋様でございます。

美深町長の山口様でございます。

音威子府村長の左近様でございます。

中川町長の川口様でございます。

幌延町長の代理でございます副町長の西尾様でございます。

豊富町長の代理でございます副町長の川原様でございます。

なお、本日天塩町長が所用のため欠席となっております。

それでは検討主体からの出席者をご紹介します。
北海道開発局長の高松です。
旭川開発建設部長の鎌田です。
留萌開発建設部長の吉井です。
旭川開発建設部次長の柴田です。

それでは、議事に先立ちまして、北海道開発局長高松より挨拶申し上げます。

2. 挨拶

○北海道開発局長：

北海道開発局長の高松でございます。本日は皆様ご多様中のところ第4回サンルダム建設事業の関係地方団体からなる検討の場にご出席いただきまして誠にありがとうございます。この検討の場につきましてはご案内のとおり、サンルダムの検証に係わる検討につきまして、皆様からご意見を賜りながら相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め、検討を進めていただくために平成22年の12月に設置させていただいたところでございます。本日はその第4回目ということでございます。前回、第3回目では、中間取りまとめに示されております治水、利水の対策案の概略評価につきましてご審議いただいたところでございます。その後、パブリックコメントを実施いたしました。本日はそのパブリックコメント等を踏まえまして対策案につきまして、再評価実施要領細目に沿って評価軸ごとの評価を行い、その結果についてご審議をいただくことになっております。本日も皆様方の忌憚のないご意見等を頂戴したいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

3. 議事

○事務局（河川調整推進官）：

これより議事に入らせていただきます。円滑な運営をはかるためフラッシュ、照明等を用いた撮影はここまでとさせていただきます。ご協力をお願いします。

それでは議事及び資料1について説明をさせていただきます。資料1ですけれども、議事にもございますが本日の内容の位置づけを説明させていただきます。まず、ダム事業の点検でございますけれども、これにつきましては第3回目までに事業費や工期、堆砂計画等についてご説明させていただいております。本日は詳しいデータまでは資料が多くなる関係もございまして添付してございませんけれども、雨量、流量の点検の結果も行ったという報告をさせていただきたいと思っております。また、青線で囲んであるところでございますけれども、複数の治水対策案の立案と概略評価になりますが、これにつきましては先ほど局長の高松の挨拶で申しあげましたけれども、前回からパブリックコメントを行いまして、それらの意見を踏まえて再度見直しをさせていただいていることでございます。これらについて、パブリックコメントを踏まえた結果について説明をさせていただきたいと思っております。それと赤線のところで、今回、新たに検討結果を説明することになっております治水、新規利水、流水の正常な機能の維持に関する評価軸毎の評価について本日説明をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議事に戻らせていただきます。

資料2から資料4でございますけれども、「ダム事業の点検について」「パブリックコメントの結果について」「パブリックコメント等を踏まえた治水対策案及び利水対策案の立案及び概略評価について」を一括で説明をさせていただきます。

○事務局（治水課長）：

それでは、事務局より議事次第に沿って説明をさせていただきます。少々お時間が長くなりまして、30分程お時間をいただきたいと思いますと思っておりますがご了承下さい。資料2の「ダム事業等の点検について」についてご説明をさせていただきます。表紙の次、点検の概要とあるページをご覧ください。この点検は、ダム検証の実施要領細目に基づき行ったもので、過去の洪水実績等、計画の前提となっているデータ等の詳細な点検といたしまして、雨量、流量データの点検を行いました。今回の検証に係る検討は、点検の結果、必要な修正を反映したデータを用いて実施しております。なお、点検結果につきましては、今後、インターネット等により公表していく予定です。資料2の説明は以上となります。

つづきまして、「パブリックコメントの結果について」資料3のご説明をいたします。表紙の次、1ページ目になりますが、パブリックコメントの概要及び結果について、1.（1）意見募集の対象ですが、2点ございまして、1点目が第3回検討の場で立案しました複数の対策案以外の具体的対策案のご提案、2点目が第3回検討の場で行いました複数の対策案に係る概略検討及び抽出に対するご意見となっております。募集期間は1ヶ月間行っております。2. 結果でございますが、意見は112名の方からいただきました。円グラフのとおり流域市町村の方105名、流域外の方7名です。（2）意見の概要ですが、1点目、第3回検討の場で立案した以外の具体的な対策案の提案はありませんでした。2点目、治水、新規利水、流水の正常な機能の維持の各対策案の評価等についてご意見がございました。詳細を次のページ以降でご説明させていただきます。2ページ目と3ページ目をご覧ください。3ページ目はパブリックコメントの整理票となっております。できるだけ分かりやすくご説明する観点から、表の左に寄せられたご意見等について論点を体系的に整理しまして、表の右に論点毎に検討主体の考え方を示しております。治水、新規利水、流水の正常な機能の維持の順に整理してございます。

まず、治水対策案について3ページ目からご説明をいたします。意見番号が左についてございまして、まず、治01、河川整備計画における名寄川の目標流量についてという論点ですが、「天塩川本川名寄大橋地点の目標流量は実績最大値の1.06倍なのに対して、名寄川真勲別地点の目標流量は1.35倍であり、真勲別地点の目標流量は毎秒1,200m³でよい。」というご意見ですが、検討主体の考え方として河川整備計画における名寄川等の目標流量は、過去の主要な洪水の状況に加え当該地域の開発の状況などを総合的に考慮して設定をしております。詳細につきましては、第14回の天塩川流域委員会において示し、開発局のホームページに掲載してございます。また、本日お配りした参考資料にもお示してございます。

つづきまして、4ページ、番号の治02、サンルダムの治水効果について、「サンルダムの効果は下流にいくほど見られなくなるはずだが、中川町付近までの80キロメートル近く水位低減効果が約40センチ維持しているのは考えられない。」という

ご意見ですが、考え方といたしまして、サンルダムは縦断的に水位低減効果を発揮することを計算で確認しているところです。先ほど同様、詳細は流域委員会、開発局ホームページ、本日の参考資料に示してございます。

つづきまして、番号の治03、サンルダムを含む治水対策案についてでございますが、「サンルダムは河川環境に重大な影響を及ぼしサクラマスに壊滅的な影響を与える。」それから、「関係者、関係機関との調整も進んでおり地元要望も高い。」というご意見ですが、検討主体の考え方として、ダム検証の実施要領細目に基づく検討により、サクラマスへの影響については評価軸の「環境への影響」、関係者等との調整状況については評価軸の「実現性」において評価しております。本日の資料5-1に示してございます。

つづきまして、5ページ目、番号の治04、概略評価により棄却したサンルダムを含まない治水対策案についてという論点ですが、「堤防のかさ上げ、放水路は工事期間や費用の面から現実的ではない。」「岩尾内ダムの利水容量買い上げは非現実的で地域の実情を理解していない。」「水田への貯留は営農に及ぼす影響が大きく不適當。」というようなご意見でございますが、考え方といたしまして、実施要領細目に基づく検討により、コスト又は、実現性の観点からすべて棄却をしてございます。本日の資料4-1にお示してございます。

つづきまして、6ページ目、番号の治05、概略評価により抽出したサンルダムを含まない治水対策案についてということで、「遊水地や引提は地元関係者への負担が大きく、首長以下地権者も反対している。」「雨水貯留は不確実な要素が多く代替案としては不適當。」というご意見でございますが、考え方といたしまして実施要領細目に基づく検討により、土地所有者等の協力の見通し、農地への影響については評価軸の「実現性」、「地域社会への影響」において、また、雨水貯留施設の効果の持続につきましては、評価軸の「実現性」、「持続性」において評価をしてございます。本日の資料5の1にお示してあります。

つづきまして、番号の治06、治水対策案の評価について、「天塩川流域で生活する人々や産業、文化、自然環境を第一に考えながらスピード感ある施策を実行すべき。」というご意見でございますが、考え方として本検討においては予断なく幅広い方策を組み合わせる治水対策を立案したうえで、地域社会や環境への影響を含む7つの評価軸で評価を行っており、出来るだけ速やかに対応方針(案)を取りまとめます。また、施工にあたっては工期短縮に対して最大限の努力をしますという記載をしてございます。

つづきまして、7ページ目、番号の治07、河道の掘削について、「ダム+河道改修では河道改修、河道掘削では河道掘削としているのは理由はなにか。」それから、「河道掘削案の掘削量が天塩川でダム案の1.5倍、名寄川で2倍以上になるとは到底思えない。」というご意見ですが、検討主体の考え方として、ご意見を踏まえまして、各治水対策案に含まれる方策について再度整理し記載方法を一部修正してございます。ダム案よりも河道掘削案の方が河道を流れる流量が大きいため掘削量が多くなっており、そのためダム案と河道掘削案を比較した場合、掘削延長の比よりも掘削量の比の方が大きくなっていきますという考え方でございます。

つづきまして、番号の治08、関係地方公共団体からなる検討の場の構成員のご意見について、「地元の要望でダムを造るという根拠は失われている。」それから、「サ

ンルダムは名寄市をはじめとする天塩川流域11自治体がダム凍結を早期解除を望んでいる。」というご意見ですが、検討主体の考え方として、本検討の場において検討内容の認識を深めつつ実施要領細目に基づき予断を持たずに検討を行ってまいりますとさせていただきます。

つづきまして、8ページ目、番号の治09、サンルダムの賛否に関するご意見についてということで、「名寄川の不十分な堤防の強化と河道掘削の治水対策で良いと考える。ダムなし、河道掘削案を望む。」というご意見、それから、「ダム本体工事のみが残されている状態で工事を白紙に戻すということは考えられない。」「今まで何年もかけて議論し、まとめた計画を先延ばしにせず現在の計画を早く進めるべき。」「代替案はどれも時間、金がかかる。」というようなご意見でございますが、考え方といたしまして、実施要領細目に基づき予断を持たずに検討を行っており、できるだけ速やかに対応方針（案）を取りまとめたたいと記載してございます。

つづきまして、治10、地域のダムについてということで、「剣淵町は西岡ダムが完成し、農作物への被害、民家の被害が心配いらなくなり、町民も大変に喜んでいる。」というご意見がございました。以上が治水対策案のご意見になります。

つづきまして、新規利水対策案について、9ページからご説明をいたします。意見番号の利01、必要な開発量の確認についてということで、「下川町は新たに130m³/日を必要と述べていますが、余剰があるので新たに必要とする根拠はない。」「名寄市の20%前後の漏水率の改善を講じれば、ダムに依存しなくても済む。」というご意見でございますが、考え方といたしまして、実施要領細目に基づき、検討主体の北海道開発局は、利水参画者の名寄市と下川町にダム事業参画継続の意思、必要開発水量を確認してございます。名寄市の上水道は現状80%程度の有効率を水道事業計画の目標において、90%まで改善することを見込んでいることを確認してございます。このことは、第3回の検討の場の資料3にお示ししてございます。

つづきまして、10ページ、番号の利02、概略検討により棄却したサンルダム以外の新規利水対策案について、「海水の淡水化、水系間導水、忠烈布ダムを利用する案については、コストが高く実現性に乏しい。」というご意見でございますが、考え方として、実施要領細目に基づく検討により、海水淡水化案など6案は、コスト、実現性の観点から棄却してございます。本日の資料4-2に示してございます。

つづきまして、番号の利03、概略検討により抽出したサンルダム以外の新規利水対策案について、「地下水利用の案は、地盤沈下や水質の問題などから不適當である。」「自治体や地元を無視した計画である。」というご意見でございますが、考え方といたしまして、実施要領細目に基づく検討により、地下水取水案など4案を抽出し、コスト、水質、安定供給などについて評価をしてございます。本日の資料4-2、5-2にお示ししてございます。

つづきまして、11ページ、番号の利04、既得水利権を転用するなどの新規利水対策案についてでございますが、「水利権の振り替えは、現況水利権でも不足しているなか、関係利水者との調整は極めて困難、費用も掛かる。」それから、「自衛隊が有する水利権を用いた天塩川からの給水や地下水取水等によれば、ダムに依存しなくてよい。」というご意見でございますが、考え方として既得水利の合理化、転用について、概略検討において、関係する事業者に事業予定などの見通しを聞いたところ、現時点ではこれらの見込みが無いことを確認してございますが、自衛隊の有している

水利権については、今後転用できる可能性があることから既得水利権の転用＋地下水取水案として、評価軸ごとの評価を行っております。本日の資料4－2に示してございます。

つづきまして、12ページ目、番号の利05、発電事業への影響について、「代替案はダム発電への影響を与える。」「東日本大震災を思うと、ダム電力も重要なエネルギー政策になる。」というご意見でございますが、検討主体の考え方として、サンルダムの発電については新規利水及び流水の正常な機能の維持対策案の検討の際にそれぞれ評価しております。なお、概略検討において、利水参画者に新規利水対策案について意見聴取をしたところ、「提示された案は、いずれも現計画と同様の発電出力及び発電電力量を得ることが難しいことから容認できるものではない」という意見をいただいております。本日の資料5－2、5－3、参考資料にお示ししております。

13ページ目、番号の利06、サンルダムへの賛否に関するご意見について、「早期の安定供給体制の確立により、地域発展、安心して暮らせるようになることを望む。」「確実に取水ができ、一番安く、早くできる現在の計画が妥当。」「現在の人口の推移を考えれば長期的に水道水利用が減少するのは明らか。ダム建設を推進することは考え直すべき。」というご意見ですが、検討主体の考え方として、実施要領細目に基づき、予断を持たずに検討を行い、出来るだけ速やかに対応方針（案）を取りまとめます。検討主体の北海道開発局は、利水参画者の名寄市と下川町にダム事業参画継続の意志、必要開発水量を確認しております。第3回検討の場の資料にお示ししてございますと記載しております。

つづきまして、番号の利07、地域のダムについて、「西岡ダムの完成により、水不足が解消され、各地域の水道組合に供給が可能となった。」というご意見がございました。以上が新規利水対策案の意見となります。

つづきまして、流水の正常な機能の維持対策案について、14ページから説明をいたします。意見番号流01、流水の正常な機能の維持の必要性について、「渇水年にサクラマスなどが減少したという報告はない。また、サンル川にダムができればサクラマスが激減する。ダムは環境保全の効果をもつものではなく、河川の正常な機能を失わせるもの。このような流水の正常な機能の維持を目的としたサンルダムはまったく不要。」というご意見ですが、検討主体の考え方として、実施要領細目に基づき、河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として対策案を立案し、検討を行っております。サクラマスへの影響については、評価軸、「環境への影響」において評価しております。本日の資料5－3に示しております。

15ページ目、番号の流02、河道外貯留施設、ダム再開発案については、「関係者間の調整が必要であり、現実的ではない。」「河道外貯留は、ダムの1.7倍もの費用をかける案で論外。」というご意見ですが、考え方として、実施要領細目に基づく検討により、河道外貯留、ダム再開発案など4案を抽出し、関係者との調整については評価軸「実現性」、費用については評価軸「コスト」において評価しております。本日の資料4－3、5－3にお示しております。

つづきまして、番号の流03、水系間導水案について、「関係者間の調整が必要であり現実的ではない。費用対効果からも疑問。」「雨竜発電所からの導水の活用は、必要なときに必要な水の通水は困難である。」というご意見ですが、検討主体の考え

方といたしまして、実施要領細目に基づく検討により、水系間導水案など4案を抽出し、関係者との調整については評価軸「実現性」、費用については評価軸「コスト」において評価しております。

つづきまして、16ページ目、番号の流04、既得水利の合理化・転用による対策案について、「既得水利の合理化・転用は出来ないから現計画になった。」「関係者間の調整が必要であり、現実的ではない。」というご意見ですが、検討主体の考え方として、実施要領細目に基づく検討により、既得水利の合理化・転用について、概略検討において関係する事業者による事業予定の見通しを聞いたところ、現時点ではこれらの見込みがないことを確認していることから、概略検討において、実現性の観点から棄却しております。本日の資料4-3にお示ししております。

つづきまして、番号の流05、流水の正常な機能の維持の便益についてですが、「流水の正常な機能の維持は効果を計算できない。」というご意見ですが、検討主体の考え方といたしまして、既得用水の安定確保や河川環境の改善などは、効用を数値化することが困難であり、一般的に便益については代替法を標準に算定されていますと記載してございます。

つづきまして、番号の流06、サンルダムへの賛否に関するご意見について、「費用、時間、関係者との調整を考えるとダムが現実的。」「治水、利水の対策も充分であり、クリーンエネルギーとしての水力発電を完備することにより、総合的に判断して現行のサンルダム計画案が最良と考える。」というご意見でございますが、検討主体の考え方として、実施要領細目に基づき予断を持たずに検討を行っており、できるだけ速やかに対応方針（案）を取りまとめたいと記載してございます。以上が流水の正常な機能の維持対策案のご意見となっております。

つづきまして、資料4-1から4-3のご説明をさせていただきます。ここでの検討事項は資料の説明を通してご理解いただければと思います。資料4-1の1ページ目と2ページ目をご覧ください。前回、第3回の検討の場で提示した治水対策案一覧となっております。縦方向に立案した各案でダム案を除いて15案ございます。横方向に事業の方策を並べてございます。各案で実施する方策を明示している表になってございます。3ページ目をご覧ください。前回の検討の場では15案の概略評価を行い、今後詳細評価として行う案を抽出案としてお示しいたしました。

表の右に○(白丸)がついたものが、抽出した案5案ございます。4ページ目をご覧ください。ここまでの検討結果について、第3回検討の場の後、パブリックコメントを行ったほか、関係者への意見聴取を行いました。それらの意見とこれまでの検討の場での構成員の皆様からのご意見を踏まえまして、前回の概略評価の結果を必要に応じて見直すというのが今回の検討になってございます。4ページ目の上、関係者についてですが、案No.9は、岩尾内ダムを水源とする利水者の利水計画を変更する必要があるため、関係利水者の同意が必要となります。そのため、「北海道企業局」、「士別市」、「てしおがわ土地改良区」に確認したところ、「同意できない」との回答でございました。このため、案No.9は棄却することといたしました。また、構成員パブリックコメントについては、前回棄却した案に対しては、いずれも特に意見はなく、また新たな案の提案もございませんでした。以上を踏まえた結果について、5ページ目と6ページ目をご覧ください。ご意見を踏まえ、表の横軸の真ん中あたりに抽出と書かれている列が今後、評価軸ごとの評価を行う案として○をつけてございます。前回

から変わったところとしては、案 No. 9 が棄却されたということになってございます。7 ページ目をご覧ください。抽出された案についてダム案を含めてお示ししてございます。以上が資料の 4-1 でございます。

つづきまして、資料 4-2、1 ページ目をご覧ください。前回検討の場で提示しました新規利水対策案の概略検討結果です。ダム案を除き 9 案ございます。2 ページ目をご覧ください。対策案について、先程と同様にパブリックコメントの他、関係者への意見聴取を行いました。それらの意見と構成員の皆様からのご意見を踏まえまして、詳細評価を行う案を抽出する作業をしてございます。2 ページ目の上、関係者のうち、利水参画者等として利水参画者、関係河川使用者に案について聞いたところ、案の No. 2、3、4、8 につきましては、施設管理者の利水計画に支障を与えることから同意できないとの回答がございました。また、コストが極めて高いと考えられる対策案については棄却することといたしました。2 ページ目の中段、関係する事業者以案 No. 9 に関連して既得水利の合理化・転用にかかる事業予定の見通しを聞いたところ、現時点ではこれらの見込みはありませんでした。なお、自衛隊が有している水利権を今後転用出来る可能性があることから、既得水利権の転用+地下水取水案として評価軸ごとの評価を行うことといたしました。パブリックコメントについては新たな案の提案はございませんでした。以上を踏まえた結果について、3 ページ目をご覧ください。表の○がついている案について、今後詳細な評価軸ごとの評価を行うこととしてございます。4 ページ目はダム案も含めて、評価軸ごとの評価を行う 5 案を示してございます。5 ページ目は今回具体化した既得水利権の転用+地下水取水案の概要図を示してございます。以上が資料 4-2 の説明になります。

つづきまして同様に、流水の正常な機能の維持対策案の説明を資料 4-3 を用いて行います。1 ページ目をご覧ください。前回検討の場で提示した、対策案の概略検討の結果になってございます。ダム案を除いて 4 案ございます。2 ページ目をご覧ください。対策案について、先程の説明と同様にパブリックコメントの他、関係者への意見聴取を行いました。新規の利水同様、それらの意見とこれまでの構成員の皆様の意見を踏まえて評価軸ごとの評価を行う案を抽出する作業をしてございます。2 ページ目の上、関係者のうち、関係河川使用者に案について聞いたところ、案 No. 3 については、「発電所の運転に制約を与えるような恒常的な給水となる可能性がある本対策案に対しては同意できない」との回答があったため、発電計画に支障を与えない対策を講じ、評価軸ごとの評価を行うこととしました。2 ページ目の中段、関係する事業者以案 No. 4 に関連して既得水利の合理化・転用にかかる事業予定の見通しを聞いたところ、現時点でのこれらの見込みがなかったことから、棄却することといたしました。構成員、パブリックコメントについては、前回棄却した案に対して意見はなく、新たな案の提案もございませんでした。以上を踏まえた結果が 3 ページ目でございますが、ご意見を踏まえ、表の横軸の抽出欄に○がついたところの案について、評価軸ごとの評価を行うこととしてございます。4 ページ目がダム案も含めた 4 案を示してございます。5 ページ目が今回、追加で講じる対策を加えた水系間導水案の概要図を示してございます。以上が資料 4-3 の説明となります。

○事務局（河川調整推進官）

ありがとうございました。全体討議につきましては後ほど行いますけれども、大変

説明が長くなりましたので、これまでの説明の中で、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

つづきまして、治水対策案及び利水対策案の評価軸ごとの評価について、担当より説明をさせていただきます。

○事務局（治水課長）

つづきまして、議事の評価軸ごとの評価について、資料5-1から5-3をご説明いたします。評価軸ごとに1つ1つ評価結果をご説明するため、こちらも少々長くなりまして30分から40分ほどお時間をいただきご説明をいたします。ご了承願います。

資料5-1ですが治水対策案の総括整理表となっております。縦軸に評価軸、横軸に治水対策案をとり、各案の評価を具体的に行ってございます。順番に説明をさせていただきます。

1 ページ目、評価軸の「安全度」の●（黒丸）1つ目、「河川整備計画レベルの目標に対し安全を確保できるか」についてですが、いずれの案も河川整備計画の目標流量を安全に流すことができるとしてございます。

つづきまして●2つ目、「目標を上回る洪水等が発生した場合にどのような状態となるか」について、まず【河川整備基本方針レベルの洪水が発生した場合】ですが、ダム案は、ダムの洪水調節計画は基本方針レベルの洪水から決められていることから、洪水調節効果を発揮する。河道の水位は計画高水位を超え、堤防の決壊の可能性が高まるとしてございます。また、右から2つ目の遊水地案につきましては、遊水地の洪水調節計画は河川整備計画レベルの洪水から決めることを想定しており、洪水調節効果が完全に発揮されない。河道の水位はダム案同様に計画高水位を超え、堤防決壊の可能性が高まるとしてございます。なお、その場合の水位は、大部分の区間でダム案よりも高くなるとしてございます。その他の3案、河道掘削案、引提+河道掘削案、雨水貯留・浸透案は、河道の水位について、遊水地案と同様の記載となっております。次に、その下【河川整備方針レベルよりも大きい規模の洪水】が発生した場合、ダム案は、ダム流入量より流量を増加させることはないが、洪水調節効果が完全には発揮されないことがある。河道の水位は計画高水位を超え、堤防決壊の可能性が高まるとしてございます。遊水地案は、洪水調節効果が完全に発揮されず、また、遊水地の周囲堤などの決壊の可能性が高まる。河道の水位はダム案同様に計画高水位を超え、堤防決壊の可能性が高まるとし、その場合の水位は大部分の区間でダム案よりも高くなるとしてございます。その他3案は河道の水位について、遊水地案同様の記載となっております。【局地的な大雨が発生した場合】ですが、いずれの案も天塩川においては影響は少ないとしてございます。

つづきまして、●3つ目、「段階的にどのように安全度が確保されていくのか」について、ここでは10年後の状況を整理してございます。ダム案は、サンルダムは完成し、洪水調節効果を発揮していると想定、また、河道掘削等を行った区間で順次効果を発揮していると想定しています。河道掘削案は、ダム案同様に改修を行った区間で順次効果を発現しているが、ダム案よりも水位が高くなる想定してございます。この記載に関しては、その他右の3案についても同様です。さらに遊水地案については、

用地買収について、地域の協力が得られれば、一部の遊水地が完成している。また、一番右の雨水貯留・浸透案は、施設管理者の協力が得られれば、整備が進んだところから順次効果を発揮していると想定してございます。

つづきまして一番下の●、「どの範囲でどのような効果を確保されていくのか」について、いずれの案も河川整備計画の目標流量を安全に流すことができるとしてございます。評価軸の安全度の説明は以上となります。

つづきまして、2ページ目になりますが、評価軸「コスト」になりまして、●1つ目、「完成までに要する費用はどのくらいか」につきまして、ダム案は約840億円、そのうち、サンルダムの残事業費、洪水調節分が約140億円となっております。河道掘削案は約1,000億円、うち、サンルダム効果相当分が約300億円となっております。引堤案については、約980億円と約280億円、遊水地案は、約1,020億円と約320億円、雨水貯留・浸透案は、約1,080億円と約380億円となっております。

つづきまして、●2つ目、「維持管理に要する費用はどのくらいか」について、河道掘削案、引堤案、雨水貯留・浸透案が現状の維持管理費と同程度と記載してございます。ダム案は、現状の維持管理費＋年間約1.3億円、遊水地案は、現状の維持管理費＋年間約1.4億円と記載してございます。なお、いずれの案も河道掘削を実施した区間で再び土砂堆積する場合は、他に掘削費用が必要となる可能性がございます。また、雨水貯留・浸透案は施設管理者が施設の機能を維持する費用を必要とする可能性があるとしてございます。

つづきまして、●3つ目、「その他の費用」として、ダム中止に伴って発生する費用について、これはダム案以外の4案で発生するものですが、いずれの案も施工済現場の安全対策等に0.4億円程度を見込んでございます。また、国が事業を中止した場合には利水者負担金の還付が発生し、これまでの負担金の合計は約3億円となっております。さらに、これらの他に生活再建事業の残額が7億円程度あり、実施の扱いについて、今後、検討が必要となっております。評価軸「コスト」の説明は以上となります。

つづきまして、同じページの評価軸「実現性」、●1つ目、「土地所有者等の協力の見通しはどうか」について、ダム案はサンルダム建設に必要な民有地の取得、家屋移転は完了、一部の公共用地の補償が残っているが了解は得られているとしてございます。また、引堤案、遊水地案で整備にかかる地域の協力が必要としておりますが、現時点では土地所有者等に説明は行っておりません。また、雨水貯留・浸透案は施設管理者等の協力が必要であるが、現時点で説明等は行っておりません。また、いずれの案も今後の事業進捗にあわせ、河道掘削残土の搬出先の土地所有者等の協力を得る必要があるとし、掘削残土量を記載してございます。

つづきまして、●2つ目、「その他の関係者との調整の見通しはどうか」について、いずれの案も河道掘削に伴い改築が必要な橋梁等の施設関係者との調整を実施して行く必要があるとし、橋梁数等を記載してあります。また、いずれの案も関係河川使用者や漁業関係者との調整を実施していく必要があるとしてございます。

つづきまして、下から2つ目の●になりますが、「法制度上の観点からの実現性の見通しはどうか」について、いずれも現行の法制度のもとで実施可能としてございます。一番下の●、「技術上の観点からの実現性の見通しはどうか」について、いずれ

の案も技術上の観点から実現性の隘路となる要素はないとしてございます。評価軸の「実現性」の説明は以上となります。

つづきまして、3ページ目の評価軸「持続性」、「将来にわたって持続可能といえるか」について、ダム案のダム、遊水地案の遊水地については継続的な監視や観測が必要なるが適切な維持管理により持続可能である。雨水貯留・浸透案の同施設については、効果を継続させるための施設管理者との調整が必要としてございます。その他、各案共通の記載ですが、河道の掘削に伴い堆積状況等の監視が必要となるが、適切な維持管理により持続可能としてございます。評価軸の「持続性」の説明は以上です。

つづきまして、同じページの評価軸「柔軟性」、「地球温暖化に伴う気候変化や社会環境の変化など、将来の不確実性に対する柔軟性はどうか」という点ですが、ダム案については、ダムのかさ上げは技術的に可能であるが、詳細な検討が必要である。容量配分の変更は技術的に可能であるとしてございます。また引堤案は、土地所有者の協力が必要、柔軟な対応は容易ではないとしてございます。遊水地案は、洪水調節効果を向上させることは技術的に可能であるが、引堤案同様、土地所有者の協力が必要であり、柔軟な対応は容易ではないとしてございます。雨水貯留・浸透案も施設の能力増強は技術的に可能であるが、施設管理者の協力が必要とされ、柔軟な対応は容易ではないとしております。その他各案共通の記載ですが、河道の掘削について、掘削量の調整により、比較的柔軟に対応できるが、掘削量には限界があるとしております。評価軸「柔軟性」の説明は以上となります。

つづきまして、同じページの評価軸「地域社会への影響」の●1つ目、「事業地及びその周辺への影響はどの程度か」について、ダム案は調査の結果、現時点では湛水の影響による地すべり等の可能性は予測されておられません。河道掘削案と雨水貯留・浸透案は大きな影響は特に予想されておられません。引堤案と遊水地案は用地買収があり、農業活動に影響を及ぼすことが想定されております。

つづきまして、●2つ目、「地域振興に対してどのような効果があるか」について、ダム案はダム湖周辺の利活用が検討されており、地域振興の可能性がある一方で、フォローアップが必要であるとしております。その他、各案共通の記載として、治水安全度の向上が地域振興に貢献し得るとしております。

つづきまして、1番下の●、「地域間の利害の衡平への配慮がなされているか」について、ダム案は、一般的に水源地と受益地である下流域との間で、利害の衡平の調整が必要になりますが現段階では補償措置等により水源地域の理解を得ているとしてございます。引堤案については、引堤は農地へ影響を及ぼすため、左右岸を含めた地域間の調整が必要になります。遊水地案は、ダム案同様に建設地と受益地の下流域の間で一般的に利害の調整が必要になるとしてございます。雨水貯留・浸透案は、受益地は施設整備を実施した地域とその下流であるのが一般的であり、利害の調整が必要になるとしております。その他、各案共通の記載として、河道掘削については整備箇所と効果発現範囲が概ね一致するため利害の不衡平は生じないとしております。評価軸の「地域社会への影響」の説明は以上です。

つづきまして、4ページ目の評価軸「環境への影響」の●1つ目、「水環境に対してどのような影響があるか」について、ダム案では水質予測によると、夏から秋にかけてダム放流水の水温上昇が予想されるため、環境保全措置が必要としております。また、土砂による水の濁りは小さい。ダム湖の富栄養化が発生する可能性は低いと予

測されるとしております。各案共通の河道掘削については、ダム案と遊水地案は平水位以上で行うため平常時の水環境への影響は小さいとしております。その他3案は、一部河床掘削を行います、大部分は平水位以上のため影響は小さいとしております。

つづきまして、●二つ目、「生物の多様性の確保等にどのような影響があるか」について、ダム案は、影響が予測される重要な種があるため、環境保全措置を講ずる必要がある。特にサクラマス等の遡上・降下への影響が想定されることから、魚道の設置等を講ずる必要がある。また、カワシンジュガイの移植等を講ずる必要があるとしてございます。遊水地案については、周囲堤の造成や掘削により、環境に影響が生じる可能性があるとしております。各案共通の河道掘削についても、環境に影響が生じる可能性があることから、必要に応じて掘削方法の工夫等を講じる必要があるとしております。なお、ダム案以外の案は、掘削量がダム案よりも多いため、それに応じた措置が必要であるとしております。更に、その他といたしまして各案共通ですが、天塩川流域において、魚類の移動の連続性確保の取り組みを進めていると記載してございます。

つづきまして、●の下から2つ目、「土砂流動がどう変化し、下流の河川・海岸にどのように影響するか」について、ダム案は、ダム直下のサンル川で河床材料の粗粒化の可能性がある。一方、名寄川と天塩川は、河床高、河床材料の変化は小さいと予測されるとしております。その他、各案共通の河道掘削については、掘削を実施した区間で再び堆積する場合は掘削が必要となる可能性があるとしております。

つづきまして、一番下の●、「景観、人と自然との豊かなふれ合いにどのような影響があるか」について、ダム案は、新たな湖面の創出により、また、遊水地案は、周囲堤などの造成により、景観等の変化が想定される。各案共通の河道掘削については、ダム案と遊水地案は河床を保全するため、景観等への影響は小さい、その他の3案は一部で河床掘削を行います、テッシの保全を図るため、影響は小さいとしております。評価軸「環境への影響」の説明は以上です。治水対策案の評価軸ごとの評価の説明を以上で終わります。

つづきまして、新規利水対策案の評価軸ごとの評価について、資料5-2により説明いたします。1ページ目、評価軸「目標」の●1つ目、「利水参画者に対し、必要な開発水量を確認しているがその量を確保できるか」という内容になりますが、いずれの案も名寄市が1,510m³/日、下川町が130m³/日の新規水道用水を開発可能であるとしております。なお、地下水取水を行う右の3案につきましては、地下水の取水可能量に関しての調査が必要としてございます。

つづきまして、●2つ目、「段階的にどのように効果を確保されていくのか」について、10年後の状況を想定してございます。ダム案については、サンルダムは完成し、水供給が可能と想定してしております。その他4案については、関係住民、関係機関との調整が整えば施設が完成し水供給が可能と想定してしております。●3つ目、「どの範囲でどのような効果が確保されていくのか」について、いずれの案も必要な水量を取水地点で取水可能、あるいは浄水場へ送水可能としております。

つづきまして、●4つ目、「どのような水質の用水が得られるか」について、ダム案と河道外貯留施設案と既得水利権転用案の既得水利分については現状の河川水質と同等と考えております。地下水取水の2案と既得水利権転用案の地下水分について

は、取水地点により得られる水質が異なるとしております。また、名寄市の既設井戸を利用する案については、鉄、マンガンを含んでいることから浄水場での適切な処理が必要としております。評価軸「目標」の説明は以上です。

つづきまして、評価軸「コスト」、●の1つ目、「完成までに要する費用」としてダム案は約1億円、河道外貯留施設案が1.3億円、地下水取水案の新設案が7億円、既設井戸継続案が1.2億円、既得水利権転用案が1.5億円となっております。

つづきまして、下から2つ目の●、「維持管理に要する費用」について、ダム案が年間約100万円、以下順次、約1,300万円、約1,000万円、約9,100万円、約1,100万円となっております。一番下の●、「その他の費用」として、ダム中止に伴って発生する費用ですが、これはダム案以外の4案で発生するもので、記載の内容としては治水の記載と同様ですので説明は省略させていただきます。

つづきまして、2ページ目、評価軸「実現性」の●1つ目、「土地所有者等の協力の見通しはどうか」について、ダム案は治水と同様の記載となっておりますので省略させていただきます。河道外貯留施設案は、サンルダム事業用地を想定しており、用地取得・家屋移転は完了しております。残りの3案については、用地買収等が必要となるため、土地所有者等の協力が必要であるとし、現時点では説明は行っていないとしております。●の2つ目、「関係する河川使用者の同意の見通しはどうか」について、ダム案については利水参画者は現行の基本計画に同意している。また、関係する河川使用者の同意が得られているとしております。河道外貯留施設案と既得水利権転用案は関係する河川使用者の同意が必要であります。現時点では説明を行っていないとしております。地下水取水の2案は、同意を必要とする関係する河川使用者はいないとしております。●3つ目、「発電を目的として事業に参画している者への影響の程度はどうか」につづきまして、ダム案以外の対策案を実施した場合には、サンルダムに参画している発電事業は不可能となるとしております。

つづきまして、●4つ目、「その他の関係者との調整の見通しはどうか」について、ダム案はダム建設にあたり漁業関係者の理解を得ながら進めて行く必要がある。河道外貯留施設案は漁業関係者との調整が必要である。残りの3案は導水管を地下埋設するため、道路管理者との調整が必要。ただし、調整は行っていないとしております。

つづきまして、●5つ目、「事業期間はどの程度必要か」について、ダム案は、対応方針等の決定を受け、ダム本体工事の契約手続きの開始後から約5年間を要するとしております。その他の4案については、調査、設計、契約期間を除く、施設の完了までに要する期間といたしまして、河道外貯留施設から順に、概ね3年、概ね2年、概ね1年、概ね3年程度を必要としております。ただし、それに加えて、事業用地の所有者、関係機関、周辺住民の理解を得るまでの期間が必要としております。

つづきまして、●6つ目、「法制度の観点からの実現性」ですが、いずれの案も現行法制度で実施可能としております。その下、「技術上の観点から実現性の見通しはどうか」について、ダム案及び河道外貯留施設案は、技術上の観点から実現性の隘路となる要素はないとしておりますが、残りの3案は、地下水取水について、他に影響を与えない揚水量とするため、現地における十分な調査が必要としております。評価軸の「実現性」の説明は以上です。

つづきまして、評価軸の「持続性」についてですが、いずれの案も継続的な監視、観測、あるいはモニタリングが必要となりますが、適切な維持管理により持続可能と

しております。「持続性」の説明は以上です。

同じページの評価軸「地域社会への影響について」ですが、ダム案の記載はいずれも治水と同様となっております。●1つ目、「事業地及びその周辺への影響はどの程度か」について、ダム案の説明は省略させていただきます。河道外貯留施設案は、影響は小さいと想定しております。残りの3案は、地下水取水について、地盤沈下による構造物への影響、周辺井戸への影響が懸念されるとしております。●の2つ目、「地域振興に対してどのような効果があるか」につきまして、ダム案は、治水と同様ですので省略させていただきます。河道外貯留施設案は、新たな水面が地域振興につながる可能性がある。残りの3案は、効果は想定されないとしております。

つづきまして、一番下の●、「地域間の利害の衡平への配慮」についてですが、ダム案は省略させていただきます。河道外貯留施設案は、ダム同様に水源地と受益地の下流域との間で地域間の調整が必要としております。残りの3案については、調整は必要ないとしております。「地域社会への影響」についての説明は以上です。

つづきまして、3ページ目、評価軸「環境への影響」の●1つ目、「水環境に対してどのような影響があるか」についてですが、ダム案は治水と同様ですので説明は省略します。河道外貯留施設案は、富栄養化等が生じる可能性があるとしております。残りの3案は、河川水への影響はないとしております。●2つ目、「地下水位、地盤沈下や地下水の塩水化にどのような影響があるか」について、ダム案と河道外貯留施設案は、地下水位等への影響は想定されない。残りの3案は、新たな地下水取水は地盤沈下をおこす恐れがあるとしております。

つづきまして、●の3つ目、「生物の多様性の確保等への影響」ですが、ダム案は治水と同様の記載ですので省略します。河道外貯留施設案は、こちらについては影響が生じる可能性があり、必要に応じ保全措置を行う必要があるとしております。残りの3案は影響は小さいとしております。

つづきまして、●の4つ目、「土砂流動がどう変化し、下流の河川・海岸にどのように影響するか」について、こちらもダム案は治水と同様の記載で説明は省略します。その他4案はいずれも影響は小さいと想定、あるいは想定されないとしております。

つづきまして、下から2番目の●、「景観、人と自然との豊かなふれあいへの影響」ですが、ダム案は、治水と同様の記載となっております。河道外貯留施設案もダム案と同様の記載で新たな湖面の創出により、景観等の変化が想定されるとしております。残りの3案は、影響は小さいとしております。

一番下の●、「CO₂ 排出負荷はどう変わるか」について、ダム案は、新規発電に対応する CO₂ 排出量削減が見込まれます。河道外貯留施設案は、現状からの変化は小さい。残りの3案は、ポンプ使用による CO₂ 排出量増加が見込まれるとしております。これで新規利水対策案の評価軸ごとの評価の説明を終わります。

つづきまして、資料5-3、流水の正常な機能の維持対策案の評価軸ごとの評価でございます。1ページ目の評価軸「目標」の●1つ目、「必要な流量が確保できているか」についてですが、いずれの案も名寄川の真勲別地点で確保できるとしております。●2つ目、「段階的にどのような効果が確保されていくのか」については、10年後の状況を想定してございまして、ダム案は、サンルダムが完成し水供給が可能、その他の3案は関係機関との調整が整えば事業実施中と想定してしております。●3つ目、「どの範囲でどのような効果が確保されていくのか」について、いずれの案も真勲別

地点及びその下流で効果を確保できるとしております。●の4つ目、「どのような水質の用水が得られるか」については、いずれの案も現状の河川水質と同等としております。評価軸の「目標」の説明は以上です。同じページの評価軸「コスト」になりますが、●1つ目、完成までに要する費用として、ダム案は約100億円、河道外貯留施設案は約320億円、ダム再開発案は約600億円、水系間導水案は約600億円となっております。コストの●の2つ目、「維持管理に要する費用はどのくらいか」ということについて、ダム案は年間約1億円、以下、順次右にいきまして、約3億7千万円、約3億7千万円、一番右が約3億9千万円となっております。一番下の●、「その他の費用」、ダム中止に伴って発生する費用ですが、ダム案以外の3案で発生します。記載の内容は治水と同様としております。評価軸の「コスト」の説明は以上です。

つづきまして、評価軸の「実現性」ですが、●の1つ目が、「土地所有者等の協力の見通しはどうか」について、ダム案は、治水と同じ記載ですので省略いたします。河道外貯留施設案は、サンルダム事業用地を想定しており、用地、家屋移転は完了となっております。残りの2案については、ダムかさ上げ、あるいは調節地等の用地買収が必要となるため、土地所有者等の協力が必要、ただし、現時点では説明は行っていません。●2つ目、「関係する河川使用者の同意の見通しはどうか」について、ダム案は、利水参画者は現行の基本計画に同意しているとしています。残りの3案は、関係する河川使用者等の同意が必要、現時点では、説明等を行っていないとしております。なお、ダム再開発案につきましては、岩尾内ダム使用権者等からは、現実的ではない、非効率であるといった意見が表明され、岩尾内ダム発電事業者からは、発電事業者への負担や発電への支障が生じないように検討するよう意見が表明されております。また、水系間導水案については、雨竜発電所管理者から、発電所の運転に制約を与える可能性がある本対策案には同意できないと表明されております。

つづきまして、●3つ目、「発電を目的として事業に参画している者への影響」についてですが、ダム以外の対策案を実施した場合に発電事業は不可能となるとしております。その下、●4つ目、「その他の関係者との調整の見通し」について、ダム案は漁業関係者の理解を得ながら進めていく必要がある。残りの3案は漁業者との調整が必要である。さらに、ダム再開発案と水系間導水案については、道路管理者との調整が必要であるが、調整は行っていません。その下●の5つ目、「事業期間はどの程度必要か」について、ダム案は先程同様、約5年としております。その他の3案については、施設の調査・設計・契約を除く、施設の完了までに要する期間として、河道外貯留施設案から順に概ね22年、概ね9年、概ね25年程度が必要としております。さらに加えて、関係機関、住民等の了解を得る期間が必要としております。

つづきまして、●6つ目、「法制度上の観点からの実現性の見通し」については、現行法制度のもとでいずれも実施可能としております。●7つ目、「技術上の観点からの実現性」については、いずれの案も技術上の観点から実現性の隘路となる要素はないとしております。評価軸の「実現性」の説明は以上となります。

つづきまして、同じページの評価軸「持続性」、「将来にわたって持続可能といえるか」について、いずれの案も適切な維持管理により、持続可能であるとしております。

す。

つづきまして、評価軸「地域社会への影響」、●1つ目、「事業地及びその周辺への影響はどの程度か」については、ダム案は治水、利水と同様の記載となっております。残りの3案は影響は小さいとしております。下から2番目の●、「地域振興に対する効果」ですが、ダム案は、治水、新規利水と同様となっております。河道外貯留施設案と水系間導水案は、新たな水面が地域振興に、また、ダム再開発案は、周辺整備が実施されれば地域振興につながる可能性があるとしております。一番下の●、「地域間の利害の衡平への配慮」についてですが、ダム案は、現段階で水源地域の理解を得ているとしております。河道外貯留施設案は、ダム案同様、水源地と受益地との間で調整が必要としております。ダム再開発案は、受益地は下流域であることから、地域間の衡平性を保持するため、地域住民の十分な理解、協力を得る必要があるとしております。水系間導水案は、調整は必要ないとしております。「評価軸の地域社会への影響」の説明は以上です。

つづきまして、3ページ目、評価軸「環境への影響」でございますが、●1つ目、「水環境に対する影響」でございますが、ダム案は治水、新規利水と同様のため、説明は省略します。河道外貯留施設案は、富栄養化が生じる可能性がある。また、ダム再開発案は、現状の岩尾内ダムにおいて、富栄養化、土砂による水の濁り、水温上昇等の影響がないことから、大きな影響はないと考えられるとしております。水系間導水案は、富栄養化等が生じる可能性、雨竜発電所から名寄川合流点までの流量が減少するとしております。●の2つ目、「地下水位、地盤沈下等にどのような影響があるか」につきまして、いずれの案も影響は想定されないとしております。●の3つ目、「生物の多様性の確保等にどのような影響があるか」について、ダム案は治水、新規利水と同様の記載で説明は省略します。残りの3案は施設の建設により影響が生じる可能性があり、必要に応じ保全措置を行う必要があるとしております。●の4つ目、「土砂流動がどう変化し、河川・海岸にどう影響するか」につきましては、ダム案は、これまで同様の記載で説明は省略します。残りの3案はいずれも影響は小さいと想定してしております。下から2番目の●「景観、人と自然との豊かなふれあいへの影響」ですが、ダム案と河道外貯留施設案、いちばん右の水系間導水案については、新たな湖面の創出により景観等の変化が想定されます。ダム再開発案は湖水面の上昇による景観の変化、更にキャンプ場の一部が水没するとしております。いちばん下の●「CO₂排出負荷がどう変わるか」について、ダム案は新規発電に対応するCO₂排出削減が見込まれ、河道外貯留は現状からの変化は小さい。新規利水と同様の記載です。ダム再開発案は工事期間中の既設発電所の減電に対応する分量のCO₂排出負荷が増加。水系間導水案はポンプ使用によるCO₂排出量が増加することが見込まれております。以上をもちまして、流水の正常な機能の維持対策案の評価軸ごとの評価、さらにすべての説明を終了させていただきます。

○事務局（河川調整推進官）：

全体討議はこれが終わりましたら行いますけれども、ただいまの資料につきましてご質問がございましたらお願いいたします。

無いようですので、全体討議の方へ移らせていただきます。

本日の資料を踏まえましてご意見をいただきたいと思います。

○事務局（河川調整推進官）：

それでは下川町長様お願いいたします。

○下川町長（安齋 保）

それでは、発言をさせていただきます。まず、資料3のパブリックコメントの結果の中の16ページで賛否の意見をいただいているわけですが、まさに意見のとおりだと思えるわけなんです。パブリックコメントにはダム案に対する他の対案等もなく、まさにダムの必要性とか重要性を皆さんが主張していることだと認識したところでおります。是非、パブリックコメントは流域住民の声だと改めてしっかり受け止めていただいて、事業の推進にお力をいただきたいとこのように思います。また、大変詳細な説明をいただき、検討もされたところですが、この結果をわれわれ素人にとっても解るような内容で説明を聞かさせていただきました。本当にダムに代わる新たな施策は考えられないことだと改めて私は認識をしたところでございます。したがって、これら調査、検討をもとに一日も早く本体着工という方向に決定されるよう思っております。利水とか色々な問題があるでしょうが、地下水とかの利用もあるのでしょうか、人間の知恵として、目の前に流れている資源を最大限に活用するというのは人間の知恵だと思っておりますので、是非、このようなことを踏まえて本体着工に向けて進めていただきたいと改めてお願いを申し上げまして意見といたしたいと思っております。

○事務局（河川調整推進官）：

ご意見ありがとうございます。他にご意見ご質問ございませんか。
中川町長様お願いいたします。

○中川町長（川口 精雄）：

中川町長の川口です。詳細な資料をご説明をいただいたことに関する意見を申し上げます。ご承知のとおり3.11の大震災、又は、紀伊半島を中心とした台風に伴う豪雨災害等々、中川町の住民におきましても大災害に対する意識、不安というものは極めて高まっているところであります。天塩川の治水ということについては、私ども、多くの評価軸のご説明をいただいた中で、私が考えるのはやはり時間的にも経済的にも、最もダムと河道掘削による方法が有効でまた合理性があるというふうに受け取ったところでございます。ただ、環境に対する影響ということについては、更なる検証というものも必要なのかなと考えたところです。いずれに致しましてもサンルダムの早期の着工に向けてスピード感のある判断というものを求めていくべきだと感じたところです。

○事務局（河川調整推進官）：

ありがとうございます。他にご意見ございますでしょうか。
名寄市長様お願いいたします。

○名寄市長（加藤 剛士）：

改めて名寄市における開催ということでありありがとうございました。繰り返しになるかもしれませんが、今回の4回目の会議の場で、いよいよ結論の一手手前まで進んだのかなという感じであります。スピード感をもってという話もありましたが、国の情勢も含めてなかなかそういう状況も理解しながら、これだけの資料を詳細にお作りいただいて、解りやすくご説明をいただきました。本当にありがとうございました。パブリックコメントの関係で7ページに治水効果が期待できる自治体の首長がもっぱら水道水のことを強調しているところは、私のところなのかなと思いながら、これはそれぞれ流域の皆さんが治水のことをしっかり申し上げていただいているので、あえて利水のことを中心にこの場で何度か説明させていただいた経緯もごさいます。戦後、何回かにわたって中名寄地区でありますとか、名寄川の氾濫によって大変痛ましい事故も起きておりまして、地域の治水に対する要望も本当に強いものがございまして、まず改めて強調しておきたいと思ひます。平成24年度から名寄市も中期水道事業の経営計画を策定しておりましてスタートします。当然ながら、名寄市の2期水道拡張計画の中の事業もこの中に組み込まれていると、サンルダムを想定した事業が入っている中で本当に深刻な影響が出かねない状況であります。後ろに延びれば延びるほどいろんな意味での見える負担、見えない住民の負担が増えていくということでありまして、是非とも早期の凍結解除を望むものであります。もう一つ、世界的に水不足ということが叫ばれているなかで、水利権を獲得すべく海外の資本が日本に参入してきている現状のなかで、水利権ということのみならず新鮮な水をどう確保していくのかということとは、国の戦略として非常に大事な大きなテーマになっていくのではないかと思っております。そのようなことも含めてダム事業というのは、これから地域振興、また国の振興を考えたときに大きな重要な事業になっていくという角度から意見を言わせていただきました。

○事務局（河川調整推進官）：

それでは士別市長様お願いいたします。

○士別市長（牧野 勇司）：

士別市長の牧野でございます。ただ今、長時間にわたりまして、それぞれ利水、治水、流水の正常な機能の維持含めた評価軸に基づくそれぞれの説明がございまして、非常に解りやすく理解をさせていただきました。それで一点だけ申し上げたいのですが、以前からこの問題については、いち早く凍結解除ということをお願いしてきたところですが天塩川の源流域に位置する市なものですから、その観点から水力発電の関係について申し上げたいと思ひます。資料3の12ページに発電事業の影響についてという項目がございます。昨年3月11日、もうすぐ1年になるわけですが福島第1原発事故というのは、まさに世界中を震撼させたと思ひますけれども、その時点から原子力発電に対する安全神話は崩壊し、新しいエネルギー政策、再生可能なエネルギーというものが重視されている。そう考えれば北海道の持っている水資源というエネルギーは極めて可能性が高い。士別で言わせていただければ昭和45年に岩尾内ダムが完成し、治水、利水、農業用水、多目的ということではありますが、この時点で北海道が最大出力13千キロワットの発電を開始しております。昭和58年、その上流にポンテシオ発電所を完成させまして、これが11千キロワット、この

2箇所の発電所でだいたい一般家庭29千世帯分の電力がまかなわれている。29千世帯となりますと、士別、名寄、剣淵、和寒を含めただだいたいの世帯数だと思います。そう考えますと、ほくでんエコエナジーがこのサンルダム発電計画を持っているということでもありますけども、下川町が環境モデル都市ということは既に指定されているわけでもありますから、できるならば水力発電をこの機会にしっかり作り上げていくということは極めて必要ではないのかという気がしてなりません。現在、ここで議論されている発電もキロワット数がどの程度かということと、そのキロワット数によって下川町の全世帯がまかなえるような発電になるのではないかと推測するのがありますが、いずれにしても水資源の活用は極めて重要なので、せっかくダムが完成するとなれば発電計画も組み入れていくことが、昨年の大震災を経験をして北海道から提言をすべきでないかと思えます。

○事務局（河川調整推進官）：

ありがとうございます。

剣淵町長様お願いいたします。

○剣淵町長（佐々木 智雄）：

今日は、洪水調節から、新規利水、そして流水の正常な機能の維持といった、それぞれの内容についての詳しい説明を受けたところでございまして、特に、これをみた中ではコストの面からしますと、やはりダムの建設が一番有利というのがはっきり現れているなということを感じました。評価軸でいいますと、環境への影響というところで、特に、景観と人と自然との豊かなふれ合いにどのような影響があるかということでございますけれども、昨日、上川北部の市町村長の会議が剣淵で開催されまして、その時に観光ということに重点をおいて話しをしたわけですが、初めての観光についての話合いの中では、いろんな意見が出て時間を費やしたところでございます。特に、ダムの景観というのはすばらしい景観を生み出すのではないかと考えておきまして、道北、特に上川北部の観光に大きなひとつの地点といいますか、剣淵はいろんな観光に力を入れておりますけれども、上川北部の観光地を結ぶということが大切だという意見もございまして、そういう意味では下川のサンルダムは場所的にもすばらしい地理的な位置を示しております。そして規模もすばらしいダムになるだろうと想定されますので、観光の面でも高く評価できることであると思っております。評価の考え方のなかで、環境の影響を重視するということも必要な思っております。

○事務局（河川調整推進官）：

このタイミングでございますけれども、本日、ご欠席になられております、天塩町長様の方から、是非、この場で意見を申し上げたいということで、開建の方に文章を頂いておりますのでご紹介させていただきます。

○事務局（留萌開建治水課長）：

それでは事務局の方から、天塩町長より頂いた意見をご紹介させていただきます。「天塩町の場合、サンルダム建設事業については、漁業者との関係から、何回か話し合いをして、十分理解をされており、議会等でも議決をしていますので、早めに検証して

早く着工して頂きたい。」以上でございます。

○事務局（河川長調整推進官）：

天塩町長様からこのようなご意見を文書でいただいております。

和寒町長様お願いいたします。

○和寒町長（伊藤 昭宣）：

和寒町長の伊藤でございます。このサンルダム建設再開について、各市町の首長さんから、ご意見が出されまして私も同様に思っておりますけれども、一点だけ、私から申し上げさせて頂くとすれば、それはやはり自然や環境、あるいは生態系、これらについて、最大限の配慮をして頂きたいなというふうに思っております。そこで、民主党政権が誕生してコンクリートから人へということでこのダムの建設が全て凍結をされました。最近、報道等聞いておりますと、同じ凍結になった八ツ場ダムが再開されるのではないかという情報を聞いているんですけども、それは、どんな理由で再開されるのか、私にはちょっと分かりませんが、一方、この検討の場は検討の場として結構だと思いますし、今後も必要な場を設けて頂ければそれはそれで結構だと思うんですけども、是非、名寄市と下川町さん、地域住民の皆様を巻き込んで民主党あるいは政府そして国土交通省に対するアピールをして頂けるよう一歩前進して、そういう行動を起こされたらどうなのかなと、これは費用もかかるし時間もかかるし大変だとは思いますが、私共も、微力ではありますが、そういった行動、活動に対して協力をしていきたい。このように思っていますので、是非、ご検討頂ければとこのように思っています。ちょっと場違いな事を言ったかもしれませんが、私としての意見でございます。

○事務局（河川調整推進官）：

ありがとうございました。

下川町長様お願いいたします。

○下川町長（安齋 保）：

大変、地元としては、心強いご意見を頂いたと思っております。私共と致しまして、議会それから町民あげてのダム建設の賛同、それから署名活動、住民大会とやっているところでございますが、政権が代わった時点からこれをやるのがいいのかどうか、躊躇していることがなかったわけではありませんが、もうここまできた以上は開発局がどう言おうと、住民の意見だけは表に出させて頂きたいと、このように思って3月、4月以降には、名寄市さん、それから下流域の美深さん、音威子府さん、中川さんとも協力を頂きながら、住民の皆さんの声を一つにする大会とかそういったものを名寄市長さんと話をしているところでございますので、是非その節は、皆様のご理解を頂きたいと思っております。それから全般的な事を申し上げて大変恐縮なんですけれども、毎回申し上げて憎まれ口になるんですけども、サンルダムの本体工事につきましては、平成15年から20回にわたって、天塩川流域委員会によって、その内容を議論され、もう議論は尽くされている内容でないかなと、そのように思ってい

よいよ本体着工、21年の年に諸手を上げて喜んだ時に政権交代ということになってしまったものですから、大変遺憾に思うと同時に、不信感を募らせているところですが、改めて、関係自治体による検討の場が開催されて、再び従前と同じような議論がされている点もなきにしもあらずかなとこのようなことも感じているところでございます。今回で4回目でございますので今日の説明を聞きますと、もう、後は議論のするところはないのではないかなと、我々、素人的にいうと、そのように感じたところでございます。もう、今日の会議で、後は本体着工に向けて走るだけでないかなと、そのような期待を致してるところですが、役所の方はそれなりの色々な手続きと事情があることは理解しますが、住民の声としては、是非、一日も早い本体着工、これが住民に対する答えでないかなと、このように考えておりますので大変言い辛い事を申し上げて恐縮ですが、一日も早い着工に向けての方向を示して頂ければと改めて申し上げます。住民の方々は、本当に切に望んでいるところでございます。改めてお願いをいたします。

○事務局（河川調整推進官）：

ありがとうございました。

美深町長様お願いいたします。

○美深町長（山口 信夫）：

今までそれぞれ、各市町村長から予断なき検証ということでもありますから、それなりに積み上げられなければならないということは我々理解しておるわけでありませけれども、いま下川町長さんのお話のとおり、検討の場といいますか、それらはそろそろ終わりにしてもらって、何とか早急に着工に向けて開発当局も努力をして欲しい、地域はそれに向けてやることがあれば一生懸命、先程、下川町長さんが言うとおりの我々は動きたい、このように思ったりするわけでもあります。今日の検証の中でも、実は、我が町といいますか、そういう中で、貯水池の検討等々はあったわけでありませ。どんな書き方になるのかなあというふうに関心を持っておりましたが、まさにこれはなかなか地域、更には地権者等々、同意を得られないという結論が出てたようでありますし、そのとおりだというふうに思っております。どうか一刻も早く本体工事に向けて動き出せるようなことになって欲しいそれが我々地域の願いでありますので、宜しくお願いをしたいというふうに思います。

○事務局（河川調整推進官）：

ありがとうございます。

名寄市長様お願いいたします。

○名寄市長（加藤 剛士）：

繰り返しになりますけれども、先程もお話しましたけれども、もう議論は、ある程度ここで尽きたのかな、もうはっきりと浮かび上がってきてるのかな、結論は見えるのかなとそんなふうに思います。これまでのご説明、調査に感謝しながら、しかし一刻も早いダムの着工を、市民も含めて地域あげての願いでありまして、是非とも改めて早期着工、凍結解除を申し上げておきたいというふうに思いますので、どうぞ宜

しくお願いいたします。

○事務局（河川調整推進官）：

ありがとうございました。

それでは、北海道様お願い致します。

○北海道知事代理政策調整担当課長（片沼 弘明）：

それでは私から何点か、ご要望という形でお願いします。皆さんから出てるとおり、近年、災害が全国または全道あちこちで発生しているという状況にあります。平成22年と平成23年の天塩川での災害、北海道で管理している河川ですけれども、例えばですが22年度であれば名寄市の豊栄川だとか、士別市であれば犬牛別川、また中川町であればニオ川、音威子府村であればペンケサックル川とかですね、あと、天塩町であれば雄信内川、下川町であればサンル十二線川、そういうところで被害が発生しております。23年度につきましては、和寒町でマタルクシュケネブチ川だとか、剣淵町では、ペンケペオッペ川、こういう川でまだ近年でも洪水被害が発生しているところがあります。このようなことから、天塩川流域に住んでおられる方々の、安全安心を確保するという為にも、検証作業を一刻も早く終えて頂いて国としての対応方針を決定して頂き、治水対策に取り組んで頂きたいというのが一点目でございます。二つ目でございますが、今後は対応方針素案というのをとりまとめて、関係住民や学識経験者などからの意見聴取、又は、パブリックコメント等を今後も行っていくというふうに認識しておりますが、これらを通じた中で幅広い方々からのご意見をお聞きし、住民の皆さんが抱えておられる不安等をできるだけ払拭して頂きたいというのが二点目でございます。三点目ですが、現在、道の財政状況はとても逼迫しております。直轄負担金を支払う立場と致しましては、その検証の結論はともかくといたしまして、事業費について更なるコスト削減に取り組んで頂きたいというこの三つを申し上げさせていただきます。以上でございます。

○事務局（河川調整推進官）：

ありがとうございました。

他にご意見ございますでしょうか。

それでは、開発局河川計画課長の原より本日の議論を踏まえた形での意見集約をさせていただきます。

○北海道開発局（河川計画課長）：

河川計画課長の原でございます。本日は本当に長時間の説明になってしまいました。ご容赦願いたいと思います。それから、沢山のご意見を頂きましてありがとうございます。本日の検討の場では長々のご説明をさせて頂きましたけれども、計画の前提になってますデータの点検でありますとか、あるいは昨年実施しましたパブリックコメントの結果報告、それから治水対策案・利水対策案に関わる評価軸ごとの詳細な評価についてご説明をさせて頂きました。細かい字でぎっしりと書かれた資料でご説明させて頂きましたけれども治水対策案につきましては、ダム案を含めて5案について、新規利水対策案につきましても5案、流水の正常な機能につきましては4案につ

いて詳細な評価をさせていただきました。ここに至るまでに時間がかかっていますが、冒頭でもご説明申し上げましたダム事業の点検の作業ですとか、雨量や流量の生に近いデータからのチェック・点検を含めて今回の相当細かい資料と相当の作業量になり時間を要してしまいました。大変申し訳なく思っております。治水対策、先ほどの町長さんの意見のなかでもスピード感という言葉があったとおり、やはり治水対策なので一刻も早く結論をださなければいけないと改めて再認識したところでございます。今後の予定ですけれども、本日の審議結果を踏まえまして、次回以降、治水、利水対策の目的別の総合評価というものを行いまして、それから最終的な総合評価の結果というものを検討の場でご審議いただく予定でございます。

その後、パブリックコメントですとか、学識経験を有する者、関係住民、関係利水者、関係地方公共団体の長からの意見聴取となりますけれども、これらを実施しまして結果をとりまとめることとしてございます。北海道開発局としましては、平成25年度の概算要求までに治水対策案について、スピード感をもってとりまとめを行い、その評価結果を平成25年度の予算に反映できるように取り組んで参りたいと考えてございますので、引き続きのご協力方よろしくお願ひしたいと思ひます。

○事務局（河川調整推進官）：

本日の審議がすべて終了しましたので、本日の議事をすべて終了させていただきます。ご出席の皆様におかれましては、お忙しい中、お集まりいただきまして大変ありがとうございました。なお、本日、配布させていただきました資料については次回以降の検討の場でもファイルに綴って構成員の皆様にお配りしたいと思ひますので、机上に置いて頂いて結構でございます。これらの配布資料については北海道開発局ホームページにて公表させていただきます。また、議事録につきましても皆様にご確認をいただいた後、同じくホームページ等で公表させていただきます。それでは、以上をもちまして、第4回サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場を閉会させていただきます。皆様本日はどうもありがとうございました。